

京丹後市一般廃棄物処理基本計画 (第2次・中期) に関する総括

計画期間：令和2年度～令和6年度
目標年次：令和11年度

ごみ処理基本計画

1 計画の概要・総括

基本方針

美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまち

美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するためには、市民一人ひとりが地球市民としての自覚を持ち行動することが必要である。市民・事業者・行政が一体となって、暮らしの中で環境保全意識を醸成し、4 R「リフューズ（購入拒否）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）」の推進に努め、いのちが輝き、資源が循環する自然と共生した環境循環都市を目指す。

分別排出計画	
計画・目標	再資源化率の向上と最終処分量の削減を目的に、特に雑がみの分別、容器包装を除くプラスチック類の分別及び処理の検討、小型廃家電の分別、金属類の分別について積極的に取り組むこととする。
実施・進捗状況	- 古紙回収団体への補助金を雑紙は他の古紙の1.5倍の単価を継続し、雑がみの分別回収を推進した。 - 最終処分場へ直接持込された廃プラスチック、金属類、家電製品は場内で分別を行い外部の再資源化施設へ搬出した。
第3次計画に向けた課題	- 分別可能な廃棄物でも資源化されることなく捨てられていることもあり、ごみの削減に対する市民一人ひとりの意識向上を図るため、引き続き啓発等を行う必要がある。 - プラスチック資源循環促進法（プラ新法）の施行に伴い<u>プラスチックゴミ等の分別・収集・処理体制について検討</u>する必要がある。
収集・運搬計画	
計画・目標	公衆衛生の向上、生活環境の保全及び高齢者等ごみ出し困難者の状況に配慮しつつ、市の統括処理責任に基づき効率的かつ適正な収集運搬に努める。
実施・進捗状況	- 市の処理責任に基づき効率的かつ合理的な収集体制を維持継続できている。 - 市内の取扱店舗にごみ袋の販売を委託することで、市民の利便性を確保することができた。
第3次計画に向けた課題	- 事業者などから発生する<u>事業系ごみの一部が、家庭系ごみの収集（市委託収集）に排出されている</u>ケースがあるため、<u>広報紙などを活用し周知する</u>必要がある。 - 廃棄物処理法の規定に従い、引き続き事業を適正に執行し、衛生的な市民生活を確保していく必要がある。 - 高齢者ごみ出し支援に対する関係部署との連携を行う必要がある。

ごみ減量化・再生利用促進施策	
計画・目標	ごみの減量化、再資源化は、市民・事業者・行政の３者が一体となって、4R「リフューズ（購入拒否）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）」を推進する。
実施・進捗状況	- 食品ロス削減啓発のため市内スーパー・飲食店において食品ロス削減啓発ポップ等を掲示、啓発ノベルティを作成・配布。市内小学生を対象に、食品ロス削減啓発として「もったいない新聞」を発行した。 - 食品ロス講演会の実施（参加者 R3：40 人、R4：49 人、R5：53 人） - ごみ分別のための出前講座の開催（R1：6 回、R2：6 回、R3：4 回、R4：20 回、R5：8 回） - 各庁舎・各地域公民館・市廃棄物処理施設（全 17 か所）に、使用済み小型家電回収ボックスを設置し、使用済み小型家電の無料回収 - ペトリファインテクノロジー㈱との協定（R4）に基づくペットボトル水平リサイクルに取り組んだ。 - リネットジャパンリサイクル㈱との協定（R4）に基づく小型家電の宅配回収
第 3 次計画に向けた課題	- 廃棄物処理施設の負担軽減・延命化を図るため、また、<u>最終処分場やごみ焼却施設の整備を控え市の財政負担も大きくなることが想定されることから、引き続き雑がみの分別・再資源化、食品ロス削減を推進する必要がある。</u> - 分別可能な廃棄物でも資源化されことなく捨てられていることもあり、<u>ごみの削減に対する市民一人ひとりの意識向上を図るため、引き続き啓発等を行う必要がある。</u>
中間処理計画	
計画・目標	中間処理については、峰山クリーンセンターでの焼却処理及びリサイクルプラザでの資源化処理が行われており、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、搬入されたごみについては適正処理を行うこととする。 同施設の使用期間については、地元区との協定により令和 13 年度までとし、令和 14 年度以降の次期施設の整備についても、計画的に検討していくことが求められる。
実施・進捗状況	- 令和元年度に基幹改良工事が完了し、令和 13 年度末までの中間処理体制の維持・強化を図り、市内で発生する一般廃棄物（可燃ごみ・資源ごみ）を円滑かつごみの適正処理を行っている。 - 焼却処理に伴う排ガス中のダイオキシン類を含む公害関係の検査結果は全て法定基準値内であり、市内で発生する可燃ごみ及び資源ごみを安全かつ適正に処理できた。 - 市内小学生（R5：11 校）を対象に施設見学会等を実施し、ごみ減量に対する啓発をすることができた - 現在、新たな一般廃棄物焼却施設の令和 13 年度末までの完成に向け建設候補地の選定、整備基本構想の策定を行っている。
第 3 次計画に向けた課題	- 平成 13 年竣工・令和元年基幹改良工事を経て施設稼働中であるが、設備更新が追い付いておらず適正な焼却処理を維持するために、毎年定期的な機器の更新、整備が必要となる。 <u>早期に次期中間処理施設の処理方式を決定する必要がある</u>

最終処分計画	
計画・目標	直接埋立の見直しおよび処分済み廃棄物の再処理など施設の延命化に向けた最終処分量の削減を推進するとともに、既存施設の各終末期に向けた管理及び場内整理、次期施設の計画的な整備を進めていく。
実施・進捗状況	・ 不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、焼却残さを適正に処理するため、施設の維持管理を適正に実施し、安定かつ安全な施設の稼働確保を図った ・ 浸出水処理施設から放流する水質の検査結果は、いずれも法定基準内であり、施設の安全稼働ができた。 ・ 4施設のうち2施設の埋立容量が90%を超え残容量が逼迫している状態にあるが、現在、その2施設の軽微変更届の作成を行っており、府への届け出により10%未満の容量が増加できる。 ・ 新最終処分場整備において、地権者等へ丁寧な説明を行い、用地購入をすることができた。
第3次計画に向けた課題	・ <u>新最終処分場の整備について、現在、設計見直し中であり、令和10年度中の工事完成を目指し作業を行っている。</u> ・ 各施設の延命化のため引き続き外部搬出が可能なごみの外部搬出、場合によっては焼却灰の外部搬出についても検討を行う必要がある。

2 進捗状況

第2次計画では、国・京都府・総合計画で示されている目標数値を踏まえ、平成25年度のごみ排出量を基に推計した予測値から、削減する目標設定を行った。

【進捗評価の判断基準】 ◎：目標値を達成できた ○：前年度値より目標値に近づいた △：前年度値と同じ ×：前年度値を下回った

		単位	平成 25 年度	令和元年度				令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	令和 11 年度
			(基準年度)	目標	実績	前年比較	実績	前年比較	実績	前年比較	実績	前年比較	実績	前年比較	(中間年度)	(目標年度)	
	人口	人	58,881	54,492	54,007		53,303		52,451		51,537		50,569		49,962	45,975	
ごみ排出量（減量化率）																	
年間排出量（集団回収を含む）																	
	年間総排出量(古紙含む)	t	27,894	24,565	22,582	◎	22,377	◎	21,573	◎	21,043	◎	20,699	◎	22,489	20,694	
	基準年(H25)からの削減量	t		3,329	5,312	◎	5,517	◎	6,321	◎	6,851	◎	7,195	◎	5,365	7,160	
	基準年(H25)からの削減率	%		11.9	19.0	◎	19.8	◎	22.7	◎	21.6	◎	25.8	◎	19.3	25.7	
年間排出量（集団回収を除く）																	
	年間総排出量(古紙含む)	t	25,104	21,075	20,393	◎	20,378	○	19,694	○	19,081	◎	18,914	◎	19,291	17,752	
	基準年(H25)からの削減量	t		4,030	4,711	◎	4,726	○	5,410	○	6,023	◎	6,190	◎	5,775	7,314	
	基準年(H25)からの削減率	%		16.1	18.8	◎	18.8	○	21.6	○	24.0	◎	24.7	◎	23.0	29.2	
1日1人あたりの排出量（集団回収を含む）																	
	年間総排出量(古紙含む)	t	1,297.9	1,235.1	1,142.4	◎	1,150.2	◎	1,126.8	◎	1,118.7	◎	1,118.4	◎	1,233.3	1,233.3	
	基準年(H25)からの削減量	t		62.8	155.5	◎	147.7	◎	171.1	◎	179.2	◎	179.5	◎	64.6	64.6	
	基準年(H25)からの削減率	%		4.8	12.0	◎	11.4	◎	13.2	◎	13.8	◎	13.8	◎	5.0	5.0	

		単位	平成 25 年度	令和元年度			令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	令和 11 年度
			(基準年度)	目標	実績	前年比較	実績	前年比較	実績	前年比較	実績	前年比較	実績	前年比較	(中間年度)	(目標年度)
1 日 1 人あたりの排出量（集団回収を除く）																
年間総排出量(古紙含む)		t	1,168.1	1,059.6	1031.7	◎	1047.4	◎	1028.7	◎	1014.4	◎	1021.9	◎	1,057.8	1,057.8
基準年(H25)からの削減量		t		108.5	136.4	◎	120.7	◎	139.4	◎	153.7	◎	146.2	◎	110.3	110.3
基準年(H25)からの削減率		%		9.3	11.7	◎	10.3	◎	11.9	◎	13.2	◎	12.5	◎	9.4	9.4
リサイクル率																
再生利用率（古紙含む）		%	16.9	27.6	19.1	○	19.3	○	19.8	○	19.2	×	17.0	×	27.6	27.6
再生利用率（古紙除く）		%	7.7	15.6	10.4	×	11.4	○	12.2	○	10.9	×	9.1	×	15.6	15.6
焼却処理量																
焼却処理量		t	18,808	14,491	16,080	×	16,063	○	14,497	○	14,893	○	14,006	○	13,288	12,227
削減率		%		23.0	14.5	×	14.6	○	22.9	○	20.8	○	25.5	○	29.3	35.0
最終処分量																
最終処分量		t	7,464	5,669	5,499	◎	5,281	○	5,538	×	4,863	◎	5,768	×	5,223	4,822
削減率		%		24.1	26.3	◎	29.2	○	25.8	×	34.8	◎	22.7	×	30.0	35.4

生活排水処理基本計画

1 計画の概要

理念、目標

生活排水による水質悪化が懸念されており、その対応の必要性和緊急性が深く認識されるようになってきていることから、生活排水対策の必要性等について啓発を行うとともに、生活排水処理の目標については、水質の改善を図るにとどまらず、河川や湖沼などの水辺が市民生活のうるおいの場としての役割を取り戻すことを目指すものとする。

生活排水処理施設整備の基本方針

- ①人口の密集地域においては、集合処理施設を整備する。
- ②集落の形態をなしていない、分散して所在する家屋については、戸別に合併処理浄化槽の普及を推進する。
- ③単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、合併処理浄化槽等への転換を促進する。

2 進捗状況

		単位	平成 25 年度	令和元年度			令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	令和 11 年度
			(基準年度)	目標	実績	前年比較	実績	前年比較	実績	前年比較	実績	前年比較	実績	前年比較	(中間年度)	(目標年度)
生活排水の処理の目標																
	人口の内訳															
	行政区域内人口	人	58,881	53,903	54,007	△	53,303	△	52,451	△	51,537	△	50,569	△	49,962	45,975
	計画処理区域内人口	人	58,881	53,903	54,007	△	53,303	△	52,451	△	51,537	△	50,569	△	49,962	45,975
	水洗化・排水処理人口	人	28,948	32,157	27,107	○	27,781	○	28,189	○	28,392	○	28,462	○	32,483	32,082
	生活排水処理率															
	生活排水処理率	%	49.2	59.7	50.2	○	52.1	○	53.7	○	55.1	○	56.3	○	65.0	69.8
し尿・汚泥の処理計画（収集・運搬量、中間処理量）																
	し尿	kℓ	27,444	23,397	23,282	◎	23,341	×	22,225	○	21,070	○	20,683	○	18,652	14,856
	浄化槽汚泥	kℓ	12,707	13,067	12,116	◎	12,557	◎	12,182	◎	12,177	◎	12,194	◎	13,104	13,359
	合計	kℓ	40,151	36,464	35,398	◎	35,898	×	34,407	○	33,247	○	32,877	○	31,756	28,215